



金 沢 市 公 報

号外第 2 1 号

平成25年(2013年)9月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
条 例		金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害福祉課) 6
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課)	1	
金沢市子ども・子育て審議会条例 (こども福祉課)	2	
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	3	
金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場)	6	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 9
金沢市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例 (福祉総務課)	6	

条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年9月25日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第30号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3選挙区の項中「無量寺3丁目」を「無量寺3丁目 無量寺4丁目 無量寺5丁目」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「無量寺3丁目」の次に「、無量寺4丁目、無量寺5丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「無量寺3丁目」を「無量寺3丁目 無量寺4丁目 無量寺5丁目」に改める。

附 則

この条例は、無量寺4丁目又は無量寺5丁目となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市子ども・子育て審議会条例をここに公布する。

平成25年9月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第31号

金沢市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、金沢市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に、必要な事項を専門的に調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 専門部会に、専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会を代表する。

5 専門部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する委員のうちから専門部会長が

あらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。

7 審議会は、あらかじめその議決により専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第19号中「社会福祉審議会委員」の次に「、子ども・子育て審議会委員」を加える。

5 金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第2条の2中「50人」を「35人」に改め、同条を第2条とする。

第6条第4号を削る。

6 この条例の施行の日の前日において金沢市社会福祉審議会の委員である者（児童福祉専門分科会に属する委員である者に限る。）の任期は、前項の規定による改正前の金沢市社会福祉審議会条例第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。

7 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）第1条に規定する金沢市社会福祉審議会」を「金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）第1条に規定する金沢市子ども・子育て審議会」に改める。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第32号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第35条の6の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第35条の6の5第1項中「当該年度の前年度において第35条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第35条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第6条の3中「附則第21条の2第1項」の次に「、附則第21条の3第1項」を加える。

附則第19条の4の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第29条の2第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第29条の2第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第29条の2第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第21条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（以下この条において「株式等に係る譲渡所得等」という。）」を削り、「当該株式等」を「当該一般株式等」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第29条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「株式等に係る譲渡所得等の」を「一般株式等に係る譲渡所得等の」に、「株式等に係る課税譲渡所得等」を「一般株式等に係る課税譲渡所得等」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第21条の2の2から第21条の2の6までを削る。

附則第21条の3を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第29条の2第1項及び第2項並びに第30条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第29条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第21条の2第1項」とあるのは「附則第21条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第21条の4の2を次のように改める。

第21条の4の2 削除

附則第21条の4の3第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第21条の4の4を削る。

附則第22条から第28条までを次のように改める。

第22条から第28条まで 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第22条から第28条までの改正規定 公布の日

(2) 次条第1項の規定 平成28年1月1日

(3) 第35条の6の2第1項及び第35条の6の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税について

ては、なお従前の例による。

- 2 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第35条の6の2及び第35条の6の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6条の3、第19条の4、第21条の2、第21条の3及び第21条の4の3の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第33号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第3クリーンセンター使用料の項の次に次のように加える。

青果配送センター使用料	青果配送センター面積1平方メートルにつき	966円
-------------	----------------------	------

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

金沢市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第34号

金沢市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 審議会は、委員50人以内で組織する。

第5条第5項中「第8条第2項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第35号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「平成24年条例第62号」の次に「。以下「指定通所支援基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第98条第1号、第2号及び第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に改め、「障害者」の次に「及び障害児」を加える。

第112条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号及び第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第186条中「第56条第1項」を「第56条第1項」に改める。

第191条中「第56条第1項」を「第56条第1項」に改める。

第203条第1項中「金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」を「第62条の2」に改める。

第60条中「第25条第2項」を「第25条第1項」に改める。

第61条中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改める。

第62条中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、第3章第2節第5款中同条の

次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第62条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち、通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この款(第60条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。))第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機

能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第79条中「、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第81条第1項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第82条中「、第62条」を「から第62条の2まで」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第36号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

67	金沢森本インター工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画金沢森本インター工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	------------------------	--

別表第2第30号の表低層住宅地区の項中

用途の制限	畜舎又はサイロ
-------	---------

	を	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">用途の制限</td> <td> (1) 畜舎又はサイロ (2) 店舗、飲食店その他これらに類する床面積の合計が150平方メートルを (3) 自動車車庫（建築物に附属するも </td> </tr> </table>	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 店舗、飲食店その他これらに類する床面積の合計が150平方メートルを (3) 自動車車庫（建築物に附属するも
用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 店舗、飲食店その他これらに類する床面積の合計が150平方メートルを (3) 自動車車庫（建築物に附属するも			

<p>る用途に供する部分 を超えるもの のを除く。)</p>	に、	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">垣又は柵の構造の制限</td> <td> 道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次のかに該当するものとする。 (1) 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透 ス (2) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等に さが0.6メートル以下のものと生け垣又は ンスとを組み合わせたもの（透過性のフェ わせたものについては、高さが1.5メート に限る。） </td> </tr> </table>	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次のかに該当するものとする。 (1) 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透 ス (2) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等に さが0.6メートル以下のものと生け垣又は ンスとを組み合わせたもの（透過性のフェ わせたものについては、高さが1.5メート に限る。）
垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次のかに該当するものとする。 (1) 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透 ス (2) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等に さが0.6メートル以下のものと生け垣又は ンスとを組み合わせたもの（透過性のフェ わせたものについては、高さが1.5メート に限る。）			

<p>各号のいずれ 透過性のフェン よるもので高 透過性のフェ ンスと組み合 ル以下のもの</p>	を	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">高さの最高 限度</td> <td>8メートル</td> </tr> <tr> <td>垣又は柵の構造の制限</td> <td> 道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次の各号のいかに該当するものとする。 (1) 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透過性のフ ス (2) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等によるもの さが0.6メートル以下のものと生け垣又は透過性の ンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組 わせたものについては、高さが1.5メートル以下の に限る。） </td> </tr> </table>	高さの最高 限度	8メートル	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次の各号のいかに該当するものとする。 (1) 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透過性のフ ス (2) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等によるもの さが0.6メートル以下のものと生け垣又は透過性の ンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組 わせたものについては、高さが1.5メートル以下の に限る。）
高さの最高 限度	8メートル					
垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次の各号のいかに該当するものとする。 (1) 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透過性のフ ス (2) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等によるもの さが0.6メートル以下のものと生け垣又は透過性の ンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組 わせたものについては、高さが1.5メートル以下の に限る。）					

ずれ
エン
で高
フェ
み合
もの

に改め、同表に次の1号を加える。

67 金沢森本インター工業団地地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
工業地区 A	用途の制限	(1) 畜舎 (2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所 (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設 (9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 法別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げる建築物 (12) 図書館、博物館その他これらに類するもの (13) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル(公園を除く。)

	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、河川、水路、管理用通路、調整池若しくは農道（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 金沢森本インター工業団地地区地区整備計画区域の境界線に接する道路境界線又は隣地等の境界線については、5メートル</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の道路境界線については、2メートル</p> <p>(3) 第1号に掲げるもの以外の隣地等の境界線については、1メートル</p>
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
工業地区 B	用途の制限	<p>(1) 畜舎</p> <p>(2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これ</p>

		<p>らに類するもの</p> <p>(10) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(11) 法別表第2 (ぬ) 項第1号及び第2号に掲げる建築物</p> <p>(12) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(13) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル(公園を除く。)
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については、2メートル</p> <p>(2) 隣地等の境界線については、1メートル</p>
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合(壁面後退区域外に設ける場合を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。)</p>
工業地区C	用途の制限	<p>(1) 畜舎</p> <p>(2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 法別表第2 (に) 項第3号に掲げる運動施設</p>

		<p>(9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(10) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(11) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(12) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル（公園を除く。）
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については、2メートル</p> <p>(2) 隣地等の境界線については、1メートル</p>
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>

別表第3に次のように加える。

12	金沢森本インター工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画金沢森本インター工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	------------------------	--

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

平成25年(2013年)9月25日 印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)9月25日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄